Refereed Paper

センシティブな話題に挑む インターネット調査

PTA 問題を事例として

Internet survey: As an approach to sensitive topics
A case of PTA issues

森村繁晴　MORIMURA, Shigeharu
放送大学大学院博士後期課程

センシティブな話題を含む問題領域では，インターネット調査は従来方式に優る調査手法となり得る。そのような問題領域のひとつとして本稿ではPTA問題を取り上げ，PTA親会員の不満認知が，入会の強制性や親同士の軋轢など，従来方式では調査が困難であったPTAのネガティブな側面から影響を受けていることを示した。

キーワード　インターネット調査，センシティブな話題，PTA

1. はじめに

日本における社会科学分野の研究では，インターネット調査の導入を疑問視する声がいまだに根強い。しかし，社会調査の現状をめぐり，忘れてはならないことが2つある。1つ目は，もはや従来方式も万能とは言えないことである。2006年の個人情報保護法改正によって無作為抽出が困難になり，回収率も低下した。その結果，回答者バイアスが発生し，従来方式もすでに「危機」が叫ばれている（海野他，2009；萩原，2009）。そして2つ目は，問題点の多いインターネット調査も，特定の条件下では，従来方式よりも優れた調査法となり得ることである。本稿はもっぱら後者の論点について，実証的考察を行うものである。

インターネット調査の積極的利用

インターネット調査の利点として，国内ではしばしば「迅速・廉価・簡便」といった側面が強調されてきた（大隅，2010：7）。インターネット調査導入に懐疑的な立場からすれば，「安易な手法」といった見方もあろう。それに対して，海外では1980年代以降の違法ドラッグやエイズの流行などを背景として，インターネット調査はこれらの「センシティブな話題」（sensitive topics）に挑む，有効な調査手法とみなされてきた（Tourangeau & Smith, 1996）。こちらはいわば，インターネット調査を積極的に採用する立場である。

ここで，「センシティブ」という語について確認しておきたい。その定義にも議論があるが，本稿では「センシティブな質問」についてTourangeauとSmith（1996：276）が示した，「正直に答えると非難や法的制裁などの結果を招くおそれがある質問，もしくは質問自体がプライバシーの侵害とみなされる質問はセンシティブである」との定義を採用する。

もとより，ある質問がセンシティブであるかどうかは，文化的・社会的文脈に依存する。海

外ではプライバシー性の高い行為（性行為など）や反社会的行為（違法ドラッグ使用などの犯罪），脱社会的行為（自殺）などがセンシティブな話題の定番である。しかし，上記定義に照らせば，いじめや差別，貧困のほか，政治的・宗教的圧力を受ける恐れのある調査テーマなども，「センシティブな話題」となるだろう。本稿ではそのような問題領域のひとつとして，近年の日本社会におけるPTA問題を取り上げる。

数ある社会問題の中で，なぜ，特にPTAなのか。詳細は次章で述べるが，重要な点は，PTAは近年，その社会的関心の高さゆえに多数の非学術的調査が実施されているにもかかわらず，従来方式による調査が困難だったために，学術研究が大きく立ち遅れているからである。言い換えれば，近年のインターネット調査の普及でようやく「センシティブの壁」を乗り越え，定量的学術研究の俎上に乗せることが可能になったテーマなのである。

2.「PTA問題」の定義と先行研究

本稿における「PTA問題」とは，特に2008年以降に国内メディアで活発に議論されるに至った，PTA親会員の過剰負担感に関連する問題群を指す。より具体的には，PTAへの強制加入，PTA活動における強制動員，親会員同士のいじめ，社会的弱者の排除，就労・家事・育児活動の阻害などが含まれる。

PTAについては，戦前・戦中の保護者団体との連続性を重視する立場と，戦後，GHQの主導のもとで発足した新組織のみをPTAとみなす立場がある。しかし，いずれの立場を取るにしても，PTAが戦後日本において良くも悪くも一定の社会的役割を果たしてきた点については，異論がないであろう。

そのようなPTAの今日的意義に関連して，2000年代に大きな転機があった。2006年，第一次安倍内閣のもとで改正された教育基本法に「学校，家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に関する条文が盛り込まれ，さらには2009年発足の民主党政権下で「新しい公共」が叫ばれるようになると，行政サイドは「公」から「私」への責任シフトを担う重要機構として，PTAおよびPTAと不可分の関係にあるコミュニティ・スクールに従来以上の期待を寄せるようになった。その一方で，近年の少子化や家族構造・価値観の多様化を背景として，PTA活動を担う保護者の数は減り続けている。つまり，行政サイドが保護者に期待する役割拡大・動員強化のベクトルと，保護者サイドの活動力低下のベクトルが，方向性として大きく食い違っているのである。

このようにして構造的緊張が高まる中，2008年5月に東京都杉並区立和田中学校が事実上のPTA廃止を発表すると，マスコミの報道を通じて全国的に大きな注目を集めた[1)]。さらに同年10月に発売された川端裕人（2008）の『PTA再活用論―悩ましき現実を超えて』が話題になったことなどもあり，2010年前後から新聞や雑誌，インターネット上のニュースサイトなどでPTAに関連する記事の掲載が急増した。2012年にはテレビでもPTAをめぐる母親たちの軋轢を主題としたドラマが高視聴率を獲得し，話題を呼んだ[2)]。そしてそのような社会的関心の上昇に伴い，さまざまなメディアでPTAに関するアンケートが実施されるようになった[3)]。さらに，次章で詳しく述べる通り，文部科学省による委託調査（教育支援協会，2010）も行われたが，これらの定量的アンケートデータの中には，統計的信頼性を著しく欠いたものも存在した。

先行研究

世間の注目度とは裏腹に，PTAに関する学術研究は極めて少ない。岩竹（2017：10）はPTAについて「日本最大の組織とされる半面，それが外側からも内側からも見えにくいという矛盾した構造」があると指摘するが，これはそのまま学術研究にも当てはまる。

社会教育法では，PTAは社会教育関係団体とされている。よって本来であれば社会教育学関連の学会で最も活発な議論が行われるべきテーマである。しかし実際には，この分野での研究は極めて低調であった。すでに1969年の時点で，日本社会教育学会の学会誌に以下のコメントが見られる（日本社会教育学会，1969：1-3）。

日本社会教育学会としても，これまでPTAの問題に真正面からとりくまなかった点は，とがめられなければならないだろう。（中略）いわば，学会としても，PTAは『どうにもならない団体』として，さじを投げて来た観がある。

そして19年後の1988年にも再び同学会は「日本社会教育学会創立以来，ことPTAに関する学会での発表状況をみるとその事例は極めて少ない」（日本社会教育学会，1988：584）と認めることになる。以後のPTA研究について，本庄（2008）は社会教育学会で1988年から2008年までの紀要に掲載されたPTA関連の論文は2編のみであることなどから，「PTAは代表的な社会教育関係団体であるとされながら，学会として継続的・体系的な研究がなされてきてはいないことが明白」であると結論付けている。日本社会教育学会（1988：585-586）は「PTA研究の遅れ」の理由として，①PTAに関する行政指導の強さが研究者を遠ざけた，②PTAを学校の雑務と位置づける教師のPTA観に影響された，③PTA内部でPTAに関する資料が蓄積されてこなかった，の3点を指摘している。これらは定量的なPTA研究が少ないことにも当てはまる。①②は研究者の意識変革に待つべき要因である。研究資料の不足を指摘した③のみがPTA外部からのアプローチによって技術的に克服可能であり，本研究の議論もこの点に関するものである。

PTAを社会教育関係団体ではなく，その活動実態から，学校教育関係団体とみなす考え方もある（杉村，2011：404-411）。その場合，日本教育学会が代表的な関連学会となるが，同学会の学会誌においても，PTAを学校教育関係団体と捉えた研究は見当たらない。

一方，PTAそのものをテーマとしてはいないが，PTA問題に関連する研究として，仲田（2015）がある。仲田は学校支援型のコミュニティ・スクールにおいて，PTA役員の母親たちが男性に対して劣位に置かれる「ジェンダー化された状況」のもと，「PTAとコミュニティ・スクールの二重負荷」を課せられている状況を明らかにした。コミュニティ・スクールという限定された文脈においてではあるが，PTA問題の発生要因を部分的に解明した点において，非常に重要な研究である。

教育学におけるその他の重要研究としては，杉村（2011）がある。これは杉村自身の50年にわたるPTA研究をまとめたA4版1000ページに及ぶ大部の博士論文であるが，アプローチとしてはPTAの発展史と将来展望を基軸に据えた定性的分析である。

教育学以外のPTA研究としては，日本語学・日本文化論の視点から「（PTAにおいて）ないがしろにされる主体性」を論じた加藤（2012）と，民俗学者の視点からPTAを「国民化の装置」と分析した岩竹（2017）がある。どちらもPTA問題と深く関わる議論が展開されているが，いずれも定性的な分析である。

以上の通り，数少ないPTA研究も，その多くが定性的方法論によるものである。ただし，本稿における定量的分析の着眼点は，これら定性的分析の成果に多くを負うものである。

3.従来方式の限界

では，なぜこれほどまでに定量的なPTA研究が少ないのであろうか。これには複数の要因が考えられるが，本稿の主眼は調査方法論の議論にあるため，以下では調査の技術的側面に限定して論じる。

PTA調査が技術的に難しい理由として，第一に，回答者の匿名性確保の困難が挙げられる。これは，調査対象校を無作為抽出しても解消されることはない。保護者の回答票を教員ないしはPTA役員経由で回収する場合，回収者が容易に回答者を特定可能だからである。PTA親会員が「“子ども人質”意識」（杉村，2011：516）を持っていることはこれまでにもたびたび指摘されており，学校やPTA役員側に親会員の不満が漏れる危険性がある状況において，本音の調査は難しい。

研究者の行く手を阻むこの調査環境は，2017年5月末の個人情報保護法改正によって，さらに厳しくなっている。何故なら，従来は取り扱う情報が5000人以下であれば同法は適用外であったが，改正により各校のPTAにも適用されることになったからである。PTA親会員に対する広域的な定量調査はこれまでも行われてこなかったが，社会経済的地位（SES：Socio-Economic Status）関連の項目を含む学術調査を実施することは，輪をかけて困難な状況となったわけである。

文科省委託調査の問題点

非学術的なPTA調査の中でも，特に大きな社会的影響力を持つのが，文科省が特定非営利活動法人教育支援協会に委託実施した「PTAを活性化するための調査報告書」（教育支援協会，2010）である。この報告書はPTAに関する議論で頻繁に引用されているが，そのデータおよび解釈はサンプリングバイアスによって歪められている可能性が疑われる。

まず，調査対象として，3つの対象群，①「PTA役員（札幌市，東京都，横浜市，名古屋市，大阪市，福岡市の小学校420校，中学校180校）」，②「PTA会員（高校2校，特別支援学校1校，中学校3校，小学校7校）」，③「その他PTA会員及び役員経験者」が挙げられている。しかし，その抽出方法については，①の「政令市の現役員」についてのみ「郵便番号による任意抽出」（筆者傍点）と記されているが，その他については明らかにされていない。

また，有効回答の回収地域は横浜が61％を占め，次いで名古屋6％，福岡5％，札幌・東京・大阪がそれぞれ3％で続き，残りの仙台・埼玉・京都・千葉・広島・神戸の6都市を全て合計して0.5％である。「学校配布が横浜の学校に限られたために，半数以上が横浜の回答者となっている」との注釈はあるが，学校配布が横浜に限定された理由の説明はない。このようなサンプリングのデータが，この報告書では合算集計されているのである。

その結果，有効回答者3,285人のうち，PTA委員・役員経験者「6回以上」が12％，「2〜5回」が46％となっている。母集団が不明であるが，全体としてサンプリングがベテラン役員層に偏っている印象はぬぐえない（図1）。子が小学校から中学校，高校へと進学するにつれて通常は親のPTA会員歴も長くなるため，統計的に何かを言いたいのであれば，特定の就学段階にサンプリングを固定するか，サンプル割付を行うべきである。しかし，そのような配慮もなされていない。

このサンプリングバイアスの影響が疑われる点は報告書の随所に確認できるが，これ以外にも「センシティブな話題の回避」という問題点が見受けられる。本稿では「PTAの委員や役員の選出方法について」の項目にだけ触れる。

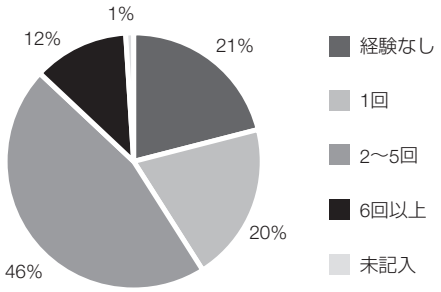

図1　委員・役員を引き受けた回数
出典：教育支援協会（2010）をもとに作成

この項目では「委員・役員を引き受けた回数」と「全員がなんらかの形で参加するようにすべきである」との間に，明白な相関関係が見て取れる(図2)。同項目に対する報告書の解説には「委員経験回数別で見ると未経験者と経験者の間でははっきりと意見の相違がみられた。」との記述があるが，それに続く一文は「経験していない人が「今のままで問題ない」と考えている人が26%で一番多かった。」とあり，「全員参加型」に対する役員体験回数の効果には触れていない。しかし，PTAが「全員参加型」である点は，当時すでにPTA問題の根源としてたびたび指摘されていた[4)]。ここに言及がない点は極めて不自然である。ひとつの可能性として，「全員参加型」の否定につながる分析はセンシティブな話題であるため，意識的にか無意識的にか，言及が回避されたことが考えられる。

4.インターネット調査の利点と問題点

そのようなセンシティブな話題に対して，インターネット調査はいかにして挑み得るのだろうか。議論の前提として，まず，インターネット調査は，コンピュータ方式の利点を受け継ぐ調査手法だという点が重要である。コンピュータ方式がセンシティブな話題に強いことは，インターネットの普及以前から多数の指摘がある。

Levineら（1989）は自傷行為で病院に収容された患者102人の自殺リスクについて，コンピュータ方式の自己評価式テストと臨床医による診断の予測精度を比較し，前者のほうが優れていることを見出した。また，LockeとGilbert（1995）は心理学を学ぶ162人の学生を3群に分け，コンピュータ方式，質問紙，インタビューの3方式で同内容の性格検査を実施した。その結果，社会的に望ましくない情報の開示は，コンピュータ方式で最も多くなることを見出した。

インターネット普及後は，インターネット調査に関する調査方法論的な研究も増加した。特に多いのは，公衆衛生分野である。この分野では「表に出てこないが，健康上のリスクが高く，標準的な対策の届きにくい集団」（金子他，2008：152）をhidden populationと呼び，この層へのアプローチ方法を模索してきた。MillerとSonderlund（2010）は，違法ドラッグ使用者に対してインターネット調査を実施した論文46件をレビューした。その結果，46件全ての研究がインターネット調査をhidden populationにアプローチするツール

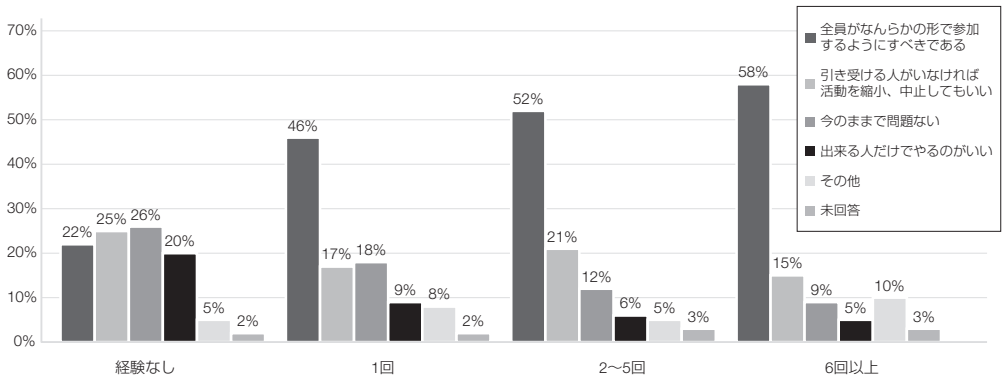

図２　PTAの委員や役員の選出方法について
出典：教育支援協会(2010)をもとに作成

として有効であると認めていた。

センシティブな話題に関するインターネット調査の有効性は，欧米ではすでに共通認識になりつつあると言っていいだろう。

サンプリングバイアスの問題

対象がセンシティブな話題であるかどうかにかかわらず，インターネット調査の最大の弱点はサンプリングバイアスであろう。この問題について，現時点で完全な解決策を見出すことは難しい。ひとつの選択肢としては，同じインターネット調査でも登録モニターを利用する「公募型調査」ではなく，従来型の無作為標本抽出によって独自に回答者集団を構築する「非公募型調査」を実施する方法がある。この場合もインターネットの利用環境ほかの要因によりバイアスが発生するため，完全な確率型サンプリングとは言えない。それでも登録モニターを利用する非確率型サンプリングに比較すれば，ある程度，確率型サンプリングに近づけることができる（大隅，2010:15）。

ただし，非公募型は公募型に比べて実施コストが大きく，予算の限られたプロジェクトで実施することは難しい。現実的な対策としては，石井（2017）が指摘する通り，インターネット調査のたびに「サンプリングの方法について明記し，回答者がどのような特徴を持つ集団であるのか，先行研究のデータと比較して記述すること」が重要であろう。

倫理面への配慮も必要である。とくにセンシティブな話題に関する調査では，調査協力者が不本意ながら回答を強制される黙従傾向（acquiescence）など，さまざまな問題が発生する可能性がある（大隅，2010：7）。この点を回避するためには，センシティブな質問に関する応諾設問を用意し，応諾者に対してのみ本調査を実施するという方法が必要になるが，それによってさらにサンプリングバイアスが大きくなってしまうという問題が生じる。

そして，もう一つ重要なのが，データクリーニングである。特に公募型調査では，いわゆる「プロ回答者」が最小限の努力で調査報酬獲得を目指すことなどにより，satisficing 回答（多数項目への同一回答や回答指示の読み飛ばし）が発生しやすいことが知られている（三浦・小林，2015；高橋他，2017）。対策としてはIMC（Instructional manipulation check），つまり回答指示文の読み飛ばしを検出するために「この指示文を読んだら，以下の選択肢から答えを選ばずに，そのまま次に進んでください」などのトラップを仕掛ける方法がある（三浦・小林，2016）。ただし，これらの質問項目は登録モニターに不快感を与えるものとして禁止する調査会社も多い。その場合，質問項目間の論理的整合性や同一回答を回答者ごとに確認して，データクリーニングを行う必要がある。

5.事例研究：PTA親会員の不満調査

研究目的

本研究の第1の目的は，これまで定量的研究が困難であった「PTA 親会員の不満」について，インターネット調査の導入により，強制加入や親同士の軋轢など，PTAのネガティブな側面の影響を確認することである。ただし，後述する通り「PTA 親会員の不満」は回答拒否が増えることが予想されたため，本研究では代理指標として「PTA 親会員の不満認知」を使用する。

第2の目的は，限られた調査資源の中でサンプリングバイアスの影響を最小限にとどめるインターネット調査法，および分析法を模索することである。

研究対象

調査実施は2015年5月。ジャストシステム社のサービスを利用した。サンプリング手法としては，同社の事前登録モニターを利用する公募型調査である。調査対象者は，我が子を公立

小学校に通わせる現役PTA会員の母親とした。事前に同社の登録モニターの中から,「女性」「子どもあり」の対象者にスクリーニング調査を実施し,「子どもが公立小学校に通っている」「PTA会員である」と回答した者を対象者とした。またスクリーニング調査時にセンシティブな質問についての応諾設問を設け,応諾者に対してのみ,本調査を送付した。本調査では地域別に目標サンプルサイズの割付を行った。就業属性に関する割付を同時に行うと割付対象セルが増えて予算オーバーとなるため,今回のサンプリングでは地域バイアスの排除を優先した。

回答者の目標数600人に対し,666人の回答を得た。ジャストシステム社ではIMC使用が禁止されているため,回答データに関して事前に定めた基準(表1)に従ってデータクリーニングを実施した。その結果,549人(82%)の有効回答者を得た。

有効回答者の地域分布は,全国を8ブロックで見た総人口比率に概ね近い状況となった(表2)。

ここで,本来であれば本調査の母集団である「我が子を公立小学校に通わせる現役PTA会員の母親」と有効回答者の比較を行い,サンプリングバイアスを確認する必要がある。しかし,類似の先行研究がないため,限定的な比較であることを認めた上で,本稿では全国平均との比較を行う(表3)。

年齢については,調査時点である2015年に第1子が10歳になる母親の平均年齢と本調査の平均年齢を比較した。その結果,前者の39歳に対し,後者は40歳であった。大きな差異ではないため,平均年齢のバイアスはないものとみなせる。

世帯年収と有業率については,2015年度の国

表1　データクリーニングの基準

1.	PTA評価60項目(5件法)において,後半30項目の全てに「1, 1, 1…」など同一評価を与えた者 →58人(9%)
2.	「小学校に通う子の数」と在籍学年・多胎児状況の不一致など,回答に明らかな論理的矛盾がある者 →54人(8%)
3.	PTA年会費が120円(1カ月あたり10円)未満もしくは2万円以上など,数字回答が極めて不自然な者 →23人(3%)

※上記1〜3の重複該当者がいたため,最終的な無効回答者数(117人)は上記の単純合計(135人)と一致しない。

表2　有効回答者の地域分布(パーセント)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
総人口*1	4.2	7.1	33.7	16.9	17.8	5.9	3.1	11.4	100
有効回答者(n=549)	6.0	5.6	32.6	17.1	18.8	6.2	2.7	10.9	100

*1「統計局人口推計 第2表 都道府県,男女別人口及び人口性比 ― 総人口,日本人人口(平成26年10月1日現在)」(総務省統計局　平成27年4月17日公表)に基づく

表3　全国平均と有効回答者の比較

	全国	有効回答者(n=549)
平均年齢	39.1歳*1	40.29歳
平均年収	726.4万円*2	604.71万円*3
有業率	77.15%*4	38.07%

*1 厚労省 平成21年人口動態統計(確定数)の概況「出生順位別にみた母の平均年齢の年次推移」平成17年第1子
*2 厚労省 平成27年国民生活基礎調査の概況「児童のいる世帯の所得の状況」末子9-11歳
※回答者は税法上の「所得」よりも「年収」を回答している場合が多いと思われるため「年収」として扱う
*3「200万円以下」=100万円,「201〜300万円」=250万円,「301〜400万円」=350万円,「401〜500万円」=450万円,「501〜700万円」=600万円,「701〜1000万円」=850万円,「1001万円以上」=1001万円に換算
*4 厚労省 平成27年国民生活基礎調査の概況「末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況」末子9-11歳

民生活基礎調査（生活調査,2015）の「末子年齢9〜11歳」と比較した。世帯年収は生活調査2015の726万円に対し，本調査605万円と約17%低かった。しかし,本調査では全体の9%を占めた世帯年収「1001万円以上」の層を階級値「1001万円」で実額換算したために，全体平均が低めになっている。また，生活調査2015は末子データで有業率が高くなる（つまり就業率が低い乳幼児の母が含まれない）ことや，公立学校の子がいない層（つまり学費の高い私立校に通わせる高所得者層）が含まれていることから，本調査よりも世帯年収が高めになっている可能性がある。平均年収が高額所得者の影響を受けやすい指標であることも考えあわせた上で，年収のバイアスはそれほど大きくはないと思われる。

他方,有業率は生活調査2015の77%に対し,本調査は38%と，ちょうど半分であった。生活調査2015が末子データである点や，本調査の母集団が現役PTA会員であるため無業母の比率が高くなる可能性を考慮しても，この項目についてはサンプリングバイアスが発生していると判断した（インターネット調査では無業者が多くなるのかもしれない）。

サンプリングバイアスに関する上記の認識に基づき,以下の調査設計と分析は,就業属性に関するバイアスに配慮して行った。

研究方法

本研究では,以下の3つの仮説検証を行う。

仮説1：他の親とのかかわりが薄いほど,PTAについての不満認知の度合いが高まる

仮説2：PTAのネガティブ面を強く感じているほど,PTAについての不満認知の度合いが高まる

仮説3：PTAのポジティブ面を強く感じているほどPTAについての不満認知の度合いが低くなるが,その効果はネガティブ面ほど強くない

本研究はセンシティブな話題を含む問題領域を扱うことから，質問文のワーディングにも配慮した[5]。仮説1,2,3の従属変数である「不満認知」については，本人の「不満」を「PTAに不満を感じる」との直接的表現で尋ねた場合，この質問を不快に感じる母親が，回答を拒否する可能性が想定された。そのため，より心理的負荷が少ないと思われる就業属性集団別の「不満認知」を2つの質問項目,「PTAに対する主婦の不満は大きい」[L9 主婦不満］と「PTAに対する働く母親の不満は大きい」[L10 WM不満］(「非常にそう思う」〜「全くそう思わない」の5件法を5〜1点で得点換算）によって測定した。この測定法により，回答者自身を含む同就業属性集団の不満認知の度合いに加え，本人を含まない異就業属性集団の不満認知の度合い，および両者を合算した全体集団の不満認知の度合いも得ることが可能となる。

PTAへの不満認知を親本人の孤立度との関係で説明する仮説1は,PTA運営側の意見などに散見される,「PTAを不要と考え，活動に不満を持つのは周囲から孤立した親である」といった見解[6]を反映したものである。一方，仮説2はPTAへの不満認知をPTAのネガティブ面による効果との関連で説明するものである。また，仮説3はPTAへの不満認知をPTAのポジティブ面による効果との関連で説明した上で，同効果はネガティブ面による効果と逆であるが，比較的弱いと仮定するものである。

前述の就業属性によるサンプリングバイアスに対応するため，分析は場合分けを行った。具体的には，まず全有効回答者（n=549）のデータを使用する条件1と，就業属性集団（無業母と有業母）ごとのデータを使用する条件2に分けた。つまり後者は回答者が主婦（n=340）である2aと，回答者が働く母親（n=209）である2bに分かれる。条件1の従属変数には「全体不満認知」(［L9 主婦不満］と［L10 WM不満］の合計）を使用し，条件2aと2bの従属変数には「同属性不満認知」(条件2aの場合は［L9 主婦不満］，条件2bの場合は［L10 WM不満］）を使用した。ちなみに,2変

数［L9 主婦不満］と［L10 WM不満］の信頼性係数は α =.85であり，「全体不満認知」としての統合に十分耐え得ることが確認されている。各従属変数の記述統計量は表4の通りである。

また，PTAに対する不満認知を従属変数とした重回帰分析を行う際に，独立変数に加えて，年齢と世帯年収，母親学歴をコントロール変数として用いた。これら3変数の記述統計量は表5の通りである。

仮説1の独立変数には，「お子さまが通われている公立小学校には，「PTAについて気軽に情報交換できる保護者」が何人くらいいますか？」［PTA情報人数］を使用した（表6）。

仮説2および3の独立変数となるPTAのネガティブ面とポジティブ面については，探索的因子分析によって尺度を作成した。PTA入会の強制性やPTA親会員同士の軋轢などを含め，PTAのポジティブ面とネガティブ面の両者に関して幅広く尋ねたPTA現状評価項目（14項目／全て5件法）について，条件1（全母親）のデータを利用してプロマックス回転（最尤法）による探索的因子分析を行った。全ての因子について負荷量が.40よりも低い項目を除き，再び因子分析を行う手続きを繰り返したところ，最終的に11項目が残り，全ての項目が3つの因子のいずれかに.40以上の負荷を持つ単純構造が得られた（表７）。

第1因子は「PTAにやりがいを感じる」［L1］，「PTAは誰かの役に立っていると感じる」［L4］，「PTAは親同士の信頼感を高めていると感じる」［L17］，および逆転項目である「PTAには仕方なしに参加している」［L2］の4項目に高い負荷を示し，いずれもPTAの有用性に関する項目であったため，「有用性」と名付けた。第2因子は「PTAをスムーズに退会することは難しい」［L12］，

表４　従属変数の記述統計量

	度数	最小	最大	平均	SD
1.全体不満認知	549	2	10	7.20	1.85
同属性不満認知					
2a.主婦の　［L9 主婦不満］	340	1	5	3.74	.96
2b.働く母親の　［L10 WM不満］	209	1	5	3.69	1.00

表５　コントロール変数の記述統計量

	度数	最小	最大	平均	SD
年齢					
1.全体	549	22	63	40.29	5.29
2a.主婦	340	25	63	40.34	4.98
2b.働く母親	209	22	63	40.22	5.76
世帯年収*1（万円）					
1.全体	509	100	1001	604.71	230.88
2a.主婦	314	100	1001	612.97	214.26
2b.働く母親	195	100	1001	591.40	255.40
母親学歴*2（教育年数）					
1.全体	543	9	18	14.27	1.72
2a.主婦	338	9	18	14.29	1.71
2b.働く母親	205	9	18	14.25	1.73

*1 表3の*3に同じ
*2「中学校」=9年，「高校」=12年，「専門学校」「短大・高等専門学校」=14年，「大学」=16年，「大学院」=18年に換算

表６　仮説1独立変数［PTA情報人数］の記述統計量

	度数	最小	最大	平均	SD
1.全体	549	0	50	5.86	6.14
2a.主婦	340	0	40	5.68	5.49
2b.働く母親	209	0	50	6.15	7.07

「PTAを退会すると子どもに不利益があるような気がする」[L13],「希望者のいないPTA役員・委員をじゃんけんやくじで決める場合が多い」[L14],「低学年のうちにPTA役員・委員をしたがる人が多い」[L11] の4項目に高い負荷を示し,いずれもPTAの強制性に関するものであることから「強制性」と名付けた。第3因子は「PTAは親同士の不信感を高めていると感じる」[L18],「PTAで親同士のいじめがあると感じる」[L15],「PTAは母親の就労をさまたげていると感じる」[L16] の3項目に高い負荷を示し,いずれもPTAにおける親同士の軋轢に関する項目であったため,「軋轢」と名付けた。これら3因子に高い負荷を示した項目の粗点（[L2] のみ逆転処理）をそれぞれ合計して尺度得点とし,その信頼性係数αを条件1,2a,2bについて確認したところ,いずれの場合も.64～.76の範囲にあり,内的整合性が確認された（表8）。

また,これら3尺度間の内部相関は「有用性」尺度と「軋轢」尺度間にr=-.31～-.40の低い逆相関があるほかは.30に達するものはなく,各尺度がほぼ独立を保つことが認められた（表9）。

「有用性」はPTAのポジティブな側面,「強制性」

表7　PTA評価項目の因子分析(最尤法,プロマックス回転)

	因子		
	1 有用性	2 強制性	3 軋轢
L1 やりがい	**.906**	-.027	.174
L4 誰かに役立つ	**.675**	.184	-.062
L17 信頼感増大	**.559**	.139	-.202
L2 仕方なし	**-.482**	.311	-.006
L12 退会困難	.008	**.803**	-.018
L13 退会で子に不利益	.018	**.729**	.020
L14 じゃんけん・くじ	.033	**.427**	.018
L11 低学年希望多い	.123	**.406**	-.060
L18 不信感増大	-.037	-.052	**.812**
L15 いじめ	.064	-.037	**.737**
L16 母就労阻害	-.083	.325	**.437**

表8　3尺度の信頼性係数（α）と記述統計量

	α	度数	最小	最大	平均	SD
有用性2(4項目)						
1.全体	.75	549	4	19	10.64	3.02
2a.主婦	.76	340	4	17	10.34	2.92
2b.働く母親	.71	209	4	19	11.12	3.12
強制性(4項目)						
1.全体	.65	549	4	20	14.85	3.07
2a.主婦	.64	340	4	20	15.03	3.10
2b.働く母親	.66	209	4	20	14.56	2.99
軋轢(3項目)						
1.全体	.72	549	3	15	8.53	2.49
2a.主婦	.70	340	3	15	8.52	2.40
2b.働く母親	.75	209	3	15	8.56	2.63

表9　3尺度の相関係数

	有用性	軋轢	強制性
1.全体(n=549)			
有用性	1.00		
強制性	-.17**	1.00	
軋轢	-.36**	.26**	1.00
2a.主婦(n=340)			
有用性	1.00		
強制性	-.20**	1.00	
軋轢	-.40**	.28**	1.00
2b.働く母親(n=209)			
有用性	1.00		
強制性	-.11	1.00	
軋轢	-.31**	.23**	1.00

**p <.01

と「軋轢」は同ネガティブな側面としてそれぞれ解釈できることから，以下の分析では，これら3尺度の得点を「PTAのポジティブ面」（有用性）と「PTAのネガティブ面」（強制性・軋轢）の指標として使用する。

結果と考察

仮説１

仮説1を検証するために，3つのコントロール変数（母親年齢，世帯年収，母親学歴）と［PTA情報人数］を独立変数とし，不満認知を従属変数とする重回帰分析を行った。その結果，モデルの分散分析は条件1（F(4, 502)=.688, p=.601），条件2a（F(4, 308)=.484, p=.748），条件2b（F(4, 189)=.861, p=.488）のいずれも統計的に有意にならなかった。

この結果は，仮説1を支持しないものであった。

仮説２・仮説３

仮説2および3を検証するために，3つのコントロール変数（母親年齢，世帯年収，母親学歴）と有用性，軋轢，強制性を独立変数とし，不満認知を従属変数とする重回帰分析を行った。その結果，モデルの分散分析は条件1（F(6, 500)=53.119, p=.000），条件2a（F(6, 306)=29.044, p=.000），条件2b（F(6, 187)=26.856, p=.000）のいずれも統計的に高度に有意であった。

重回帰分析の係数は，条件1，2a，2bのいずれにおいても有用性，強制性，軋轢が全て0.1%水準で有意となった。また，その標準化偏回帰係数βは条件1の有用性，強制性，軋轢がそれぞれ-.19, .34, .34，条件2aで同-.21, .30, .32，条件2bで同-.20, .42, .34と，ポジティブ面である有用性よりもネガティブ面である強制性・軋轢の絶対値のほうが大きかった。（表10）。

この結果は仮説2と仮説3を支持するものであった。

以上の分析から，「仮説1：他の親とのかかわりが薄いほど，PTAについての不満認知の度合いが高い」は支持されず，「仮説2：PTAのネガティブ面を強く感じているほど，PTAについての不満認知の度合いが高い」と「仮説3：PTAのポジティブ面を強く感じているほどPTAについての不満認知の度合いが低いが，その効果はネガティブ面ほど強くない」が支持されることが明らかとなった。

仮説1の「他の親とのかかわり」は，所属PTAの特性よりも，本人のコミュニケーション能力などの個人内要因に強く規定されるものと思われる。それに対し，仮説2および仮説3の所属PTAに関する評価は，PTAの環境要因に強く規定されるものと思われる。仮説1が支持されず，仮説2および仮説3が支持された理由は，PTAにおける母親会員の不満認知が個人内要因よりも環境要因に強く影響されているからだと考えられる。

表10　仮説2および仮説3に対する重回帰分析の標準化偏回帰係数

	条件1：全体	条件2a：主婦	条件2b：働く母親
従属変数：	全体不満認知	同属性不満認知［L9 主婦不満］	同属性不満認知［L10 WM不満］
独立変数：			
年齢	-.010	-.017	.004
世帯年収	.014	-.016	.039
母親学歴	.025	-.028	.114*
有用性	-.194***	-.205***	-.201***
強制性	.340***	.290***	.423***
軋轢	.335***	.321***	.340***
調整済みR^2	.382	.350	.446

*p <.05 **p <.01 ***p <.001

6.まとめ

本研究における第1の成果は，PTAについての不満認知が，母親本人の孤立度とは関連がなく，所属PTAのポジティブ面よりも，所属PTAのネガティブ面の影響を強く受けていることを明らかにしたことである。また第2の成果として，限られた調査資源の中でサンプリングバイアスの影響を最小化するインターネット調査法，および分析法について，ひとつの方法論を示したことがあげられる。具体的には，まず調査実施段階において，地域バイアスを解消した。次に分析段階において，条件1の全体分析に加えて，就業属性に沿って対象ケースを分割した条件2aと2bについても個別の分析を行った。条件2aと2bの分析結果は，就業属性バイアスの影響を受けていない。よって両者に共通した構造性を明らかにすることによって，一定の頑健性を伴った結論を導き出すというアプローチである。

上記の成果はいずれも，PTA研究の文脈において重要な新知見である。しかし，本稿のテーマに照らしてさらに重要なポイントは，本研究で実施した全国的なPTA調査が，インターネット調査の導入なくしては非常に困難であったという点である。

インターネット調査に検討すべき課題が多いことは事実である。しかし，本研究の方法論以外にも，非公募型サンプリングの採用やウェイトバック集計ほか，サンプリング手法および分析手法の両面で，さまざまな工夫が可能である。取り組む問題の性質とバイアスの種類，そして利用可能な調査資源に応じて，研究者が柔軟に問題解決に取り組む姿勢が大切であろう。逆に，最初からその心づもりでインターネット調査に取り組めば，研究対象の可能性は大きく広がるものと思われる。

最後に，本研究の限界性に触れておく。まず，本研究には明らかなサンプリングバイアスが発生している。その影響を軽減できる非公募型調査を実施しなかったこと，あるいはバイアスを完全解消可能な割付を行わなかったことで，全体として一本化された結論を示せなかった点は限界である。また，質問項目群の構成やワーディングが，このようにセンシティブな問題に最適化されていたかどうかという点，およびデータクリーニング手法についても議論の余地がある。サンプルサイズの少なさや父親・教師の調査をしていない点でも，包括的なPTA研究とは言い難い。いずれも今後の研究課題としたい。

注

1)「マンネリPTAは不要「夜スペ」の和田中，全国協脱退を決定＝東京」(『読売新聞』2008.5.21 東京朝刊31頁)。

2) 東海テレビ制作「七人の敵がいる！」フジテレビ系全国ネット，2012年4月2日放送開始。

3) 以下はPTAに関するアンケートの定量的分析を含む近年の報道系情報ソースの例である。これらの調査は貴重な知見を提供するものであるが，調査対象者の属性や居住地，子の就学段階の影響など，統計的信頼性への配慮がなされていない場合が多い。「PTAは必要だと思いますか?」(『マイナビニュース』2016.4.14)，「PTAのベルマーク活動について，親たちに本音を聞いてみた」(『マイナビニュース』2016.6.6)，「PTAは必要？不要？今話題のトピックをママ100人が大激論！」(『暮らしニスタ』2016.7.8)，「PTAはもういらない？存在意義を否定する人の割合は…」(『ニフティニュース（しらべぇ)』2016.7.12)，「PTA「無理に参加することはない」8割 … 保護者間のコミュニケーションをストレスなく乗り切るコツ」(『日刊アメーバニュース（提供：ウレぴあ総研)』2017.4.17)。

4) この時期に「全員加入・役職の強要」に対する苦情電話が文科省に殺到したことを受け，文科省は2010年4月，都道府県教育委員会あてに「平成22年度優良PTA文部科学大臣表彰について」の事務連絡を発出し，この中でPTAを「任意加入の団体」とすることが表彰の前提である点を明確にした（加藤，2012)。

5) ジャストシステム社の担当者からは，回答拒否を減らすために，「PTAで親同士のいじめがある」と

いった客観的ワーディングではなく,「PTAで親同士のいじめがあると思う」といった主観的ワーディングに変更すべきとの助言を受けた。これらの助言を考慮に入れた上で,ワーディング調整は全て筆者自身の責任において行った。

6) 一例として, 朝日新聞社のアンケートでPTAの必要性を否定する回答が過半数を占め, PTAへの不満が多数寄せられたと指摘された日本PTA全国協議会会長は,「(PTAを不要とする回答者は) 地域とのかかわりが薄いか, 何らかのトラブルがある人たちなのでしょうね」と語っている (「PTAに関する読者の疑問, 組織トップの回答は?」『朝日新聞デジタル』2015.5.24)。

文献

萩原牧子, 2009,「インターネットモニター調査はどのように偏っているのか:従来型調査手法に代替する調査手法の模索 (グローバル人材の論点)」『Works review』4: 8-19。

本庄陽子, 2008,「PTAが女性の社会的活動に及ぼす影響に関する基礎研究」『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』2: 165-181。

石井クンツ昌子, 2017,「インターネット調査の興隆とその問題点と課題」日本学術会議社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会「公開シンポジウム:社会調査をめぐる諸問題とその解決策」2017.5.20配布資料。

岩竹美加子, 2017,『PTAという国家装置』青弓社。

加藤薫, 2012,「日本型PTAに認められる問題点 ― ないがしろにされる「主体性」」『世間の学』2: 65-80。

金子典代他, 2008,「RDS法を用いた"hidden population"に対する調査法の開発 – ゲイコミュニティーのソーシャルネットワーク内での介入の浸透度の評価」『平成19年度厚生労働省科学研究費補助金エイズ対策研究事業,男性同性間のHIV感染対策とその介入効果に関する研究 総括・分担研究報告書』:151-157。

川端裕人, 2008,『PTA再活用論 ― 悩ましき現実を超えて』中公新書ラクレ。

教育支援協会, 2010,「PTAを活性化するための調査報告書」平成21年度文部科学省『保護者を中心とした学校・家庭・地域連携強化及び活性化推進事業』。

Levine, S., Ancill, R. J. and Roberts, AP., 1989, "Assessment of suicide risk by computer-delivered selfrating questionnaire: Preliminary findings", Acta Psychiatrica Scandinavica, 80: 216-220.

Locke, S. D. and Gilbert, B. O., 1995, "Method of psychological assessment, self disclosure, and experiential differences: A study of computer, questionnaire and interview assessment formats", journal of Social Behavior and Personality 10: 255-263.

Miller, P. G.,and Sonderlund, A. L., 2010, "Using the internet to research hidden populations of illicit drug users: a review", Addiction 105 (9):1557-1567.

三浦麻子, 小林哲郎, 2015,「オンライン調査モニタのSatisficeはいかに実証的知見を毀損するか」『社会心理学研究』31 (2): 120–127。

――――, 2016,「オンライン調査における努力の最小限化 (Satisfice) 傾向の比較:IMC違反率を指標として」『メディア・情報・コミュニケーション研究』1:27–42。

仲田康一, 2015,『コミュニティ・スクールのポリティクス:学校運営協議会における保護者の位置』勁草書房。

日本社会教育学会編, 1969,「まえがき」『日本の社会教育 第12集:日本PTAの理論』日本社会教育学会。

―――― 編, 1988,『現代社会教育の創造:社会教育研究30年の成果と課題』東洋館出版社。

大隅昇, 2010,「ウェブ調査とはなにか? ― 可能性, 限界そして課題 ― その1」『市場調査』284:4-19。

杉村房彦, 2011,『〈博士論文〉日本のPTA:前史と発足過程の研究:親の教育参加とPTAの原理』東京大学, 博士 (教育学) 乙第17514号。

高橋伸彰, 箕浦有希久, 成田健一, 2017,「Web調査におけるSatisficing回答者の基本属性:調査年・調査会社の比較から」『関西学院大学心理科学研究』43: 19-24。

Tourangeau, R. and Smith, T. W., 1996, "Asking sensitive questions: The impact of data collection, mode, question format, and question context", Public Opinion Quarterly 60: 275–304.

海野道郎, 篠木幹子, 工藤匠, 2009,「社会調査における実査体制と回収率:Gomi調査の経験から」『社会と調査』2:43-56。